

定 款

シダックス株式会社

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、シダックス株式会社と称し、英文では SHiDAX CORPORATION と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営む会社およびこれに相当する事業を営む外国会社の事業活動を支配、管理することを目的とする。

- (1) 飲食店、ドライブイン、ホテル、旅館の企画、開発、経営および宿泊施設の給食・運営管理ならびに給食業務
- (2) 結婚式場、貸席、宴会場の経営
- (3) 弁当および仕出し料理の製造販売業務
- (4) 生鮮食料品、加工食料品、冷凍食品、乳製品および清涼飲料、嗜好飲料の製造販売業務
- (5) 酒類、塩、たばこの販売業務
- (6) 惣菜の製造、加工、販売業務
- (7) 惣菜、寿司、弁当、びん缶詰等加工食品の製造、加工、輸出入業務および販売業務
- (8) 厨房設備機器の設計施工、販売、保守点検および修理業務ならびに建築設備の保守点検および修理業務
- (9) 調理師養成を目的とした学校の経営
- (10) 医薬品、医薬部外品、健康食品、健康関連機器、スポーツ用品、美容用具、介護用品、介護機器、医療用具の販売およびレンタル業務
- (11) カラオケルーム、ゲームセンター、音楽スタジオ等娯楽施設の経営
- (12) 合弁形態およびフランチャイズ形態による飲食店ならびにカラオケルームの開発、加盟店募集および経営指導
- (13) カラオケ機器、ゲーム機器等娯楽機器の販売およびリース業
- (14) 有線テレビ、ラジオ放送事業ならびに有線テレビ、ラジオ放送に関するソフトウェアの企画、製作ならびに販売業務
- (15) 貸室業
- (16) カルチャーセンターの企画、運営業務、経営指導
- (17) イベントの企画運営および広告業
- (18) 煙草の販売ならびに郵便切手、収入印紙、収入証紙および宝くじの売捌
- (19) 食器類、調理器具類、衣料品、日用雑貨類、事務用品、文化・教育・芸術に関する物品およびチケットの販売業務
- (20) 会員制スポーツクラブの経営
- (21) 経営コンサルタント業および経理、人事事務の受託業務
- (22) カードシステムに関する企画およびプリペイドカードの作成の受託ならびにカードの販売業務
- (23) 書籍出版および販売業務
- (24) 通信販売業務
- (25) インターネットおよびパソコン通信によるコンピュータネットワークを経由した商品の売買ならびに情報提供等のサービス業務
- (26) コンピュータのプログラムの作成受託業務
- (27) データ通信サービス業務
- (28) ニューメディア関連機器、コンピュータ、ソフトウェア、画像ソフトウェア、データおよび映像媒体の研究、開発ならびに販売およびレンタル業務

- (29) 労働者派遣業務および各種軽作業請負
- (30) 総合警備保障業務ならびに防犯、防災に関する調査、助言および設備器具の販売業務
- (31) 不動産の売買、賃貸借および管理ならびに建物内外の清掃業務
- (32) 減塩、低カロリーおよびリノール酸などの成分調整食品製造、販売業務
- (33) 地方自治法に定める指定管理者制度に基づく公の施設および社会福祉法人等の施設の管理運営業務
- (34) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（PFI法）に基づく公共施設等の建設、維持管理および運営業務
- (35) 学校、病院、寮、保養施設および社会福祉法人等の施設の総合管理請負
- (36) 車両の運行管理請負および保守点検に関する業務
- (37) 自動車、自動車部品および自動車用品の売買、斡旋ならびに石油類の売買
- (38) 旅客自動車運送事業
- (39) 貨物自動車運送事業
- (40) 自動車の陸送および回送業務
- (41) 旅行業法に基づく旅行業
- (42) ビューティーサロン、エステティックサロン、施術所、診療所、マッサージ店等、美容健康に関する施設、店舗の経営、運営、経営指導
- (43) 日本の歴史・文化教育に関する資料館、遊園地、遊技場、興行場施設および公衆浴場の経営、管理運営業務
- (44) 化粧品、観光土産品、菓子、ライター、文房具および玩具の企画、製造、販売業務
- (45) 水産物、農畜産物の製造、加工および販売業務
- (46) 地域開発、都市開発および同開発に基づく環境整備に関する調査、企画業務
- (47) 土木建築工事の設計、監理および請負
- (48) 金融機関への金銭出し入れおよび郵便物の荷造り発送業ならびに家事事務代行サービス業務
- (49) ビルメンテナンス業
- (50) 有料職業紹介事業
- (51) オフィスオートメーションおよび関連機器の利用に関する教育ならびに指導業務
- (52) 個人および企業の経営活性化のための人材教育ならびに研修業務
- (53) 医療機関等の医事業務請負
- (54) 通所介護、訪問介護および居宅介護支援事業ならびに介護用品および介護機器の販売業務その他介護保険法に基づく介護事業
- (55) 乳幼児および児童の保育の請負
- (56) 児童館、放課後児童クラブ、子育て支援センター、放課後子供教室、託児所・保育施設関連事業に関する管理運営業務の請負
- (57) 損害保険代理業
- (58) 保健指導及び特定保健指導業務ならびに保健教育に関する情報提供、講習会・講座等の企画運営
- (59) 配食サービス業
- (60) 携帯情報端末機による広告および通信販売業務
- (61) 名刺作成および印刷業務
- (62) 書類整理およびPDF化業務
- (63) 廃棄書類のシュレッダー業務
- (64) 書類作成ならびに書類およびDM発送業務
- (65) パソコン計算および入力業務
- (66) 倉庫内の書類整理、管理および廃棄等業務

- (67) 清掃業務
 - (68) 農業、農園、牧場の経営及び管理ならびに農作物、畜産物、木材、薪炭、きのこ類、果実類、油脂、山菜の生産、加工および販売業務
 - (69) パン製造販売業務
 - (70) 社員食堂運営補助業務
 - (71) コールセンター受付業務
 - (72) 求人情報処理等人事関係業務
 - (73) 事業を営む会社およびこれに相当する事業を営む外国会社の事業活動を支配、管理する業務
 - (74) 店舗装飾用品の仕入れ、販売および賃貸
 - (75) 動産のレンタル業およびリース業
 - (76) 動物の販売及び管理業務の受託
 - (77) 前各号に付帯または関連する一切の事業
- 2 当社は、前項各号の事業およびこれに付帯する一切の事業を営むことができる。

(本店の所在地)

第3条 当社は本店を東京都調布市に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、1億4千万250株とし、普通株式の発行可能種類株式総数は1億4千万株、B種優先株式の発行可能種類株式総数は4千株、C種優先株式の発行可能種類株式総数は2千5百株、D種優先株式の発行可能種類株式総数は4千万株とする。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は、普通株式につき100株とし、B種優先株式につき1株とし、C種優先株式につき1株とし、D種優先株式につき1株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利

- (2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(自己の株式の取得)

第 9 条 当社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(株主名簿管理人)

第 10 条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- 3 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規則)

第 11 条 当社の株主権行使の手続その他株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第 2 章の 2 B 種優先株式

(B 種優先配当金)

- 第 11 条の 2 当社は、第 43 条の規定に従い剰余金の配当をするときは、当該配当の基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された B 種優先株式を有する株主（以下「B 種優先株主」という。）又は B 種優先株式の登録株式質権者（以下「B 種優先株式登録質権者」といい、B 種優先株主と併せて「B 種優先株主等」という。）に対し、第 11 条の 24 に定める支払順位に従い、B 種優先株式 1 株につき、B 種優先株式の払込金額に年率 3.0% を乗じて算出した金額について、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度の初日（ただし、当該剰余金の配当の基準日が 2020 年 3 月 31 日に終了する事業年度に属する場合は、払込期日）（同日を含む。）から当該剰余金の配当の基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1 年を 365 日として日割計算（ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第 3 位まで計算し、その小数第 3 位を四捨五入する。）により算出される金額の金銭（以下「B 種優先配当金」という。）を支払う。ただし、当該配当の基準日の属する事業年度において、第 11 条の 3 に定める B 種優先期中配当金を支払ったときは、その合計額を控除した額とする。また、当該剰余金の配当の基準日から当該剰余金の配当が行われる日までの間に、当社が B 種優先株式を取得した場合、当該 B 種優先株式につき当該基準日に係る剰余金の配当を行うことを要しない。
- 2 ある事業年度において、B 種優先株主等に対して支払う 1 株当たりの剰余金の額（以下に定める B 種累積未払優先配当金を除く。）が、当該事業年度の末日を剰余金の配当の基準日として計算した場合の B 種優先配当金の額に達しないときは、その不足額（以下「B 種未払優先配当金」という。）は翌事業年度以降に累積する。当社は、累積した B 種未払優先配当金（以下「B 種累積未払優先配当金」という。）を、第 11 条の 24 に定める支払順位に従い、B 種優先株主等に対して支払うものとする。
 - 3 当社は、B 種優先株主等に対して、B 種優先配当金及び B 種累積未払優先配当金の合計額を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第 758 条第 8 号ロ若しくは同法第 760 条第 7 号ロに規定される剰余金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第 763 条第 12 号ロ若しくは同法第 765 条第 1 項第 8 号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

(B種優先期中配当金)

第 11 条の 3 当社は、第 44 条又は第 44 条の 2 の規定に従い、事業年度末日以外の日を基準日（以下「期中配当基準日」という。）とする剰余金の配当（以下「期中配当」という。）をするときは、期中配当基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された B 種優先株主等に対して、第 11 条の 24 に定める支払順位に従い、B 種優先株式 1 株につき、B 種優先株式の払込金額に年率 3.0% を乗じて算出した金額について、当該期中配当基準日の属する事業年度の初日（ただし、当該期中配当基準日が 2020 年 3 月 31 日に終了する事業年度に属する場合は、払込期日）（同日を含む。）から当該期中配当基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、365 日で除した額（ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第 3 位まで計算し、その小数第 3 位を四捨五入する。）の金銭（以下「B 種優先期中配当金」という。）を支払う。ただし、当該期中配当基準日の属する事業年度において、当該期中配当までの間に、本条に定める B 種優先期中配当金を支払ったときは、その合計額を控除した額とする。また、当該期中配当基準日から当該期中配当が行われる日までの間に、当社が B 種優先株式を取得した場合、当該 B 種優先株式につき当該期中配当基準日に係る期中配当を行うことを要しない。

(残余財産の分配)

第 11 条の 4 当社は、残余財産を分配するときは、B 種優先株主等に対して、第 11 条の 24 に定める支払順位に従い、B 種優先株式 1 株当たり、第 11 条の 5 第 2 項に定める基本償還価額相当額から、同項に定める控除価額相当額を控除した金額（ただし、基本償還価額相当額及び控除価額相当額は、同項に定める基本償還価額算式及び控除価額算式における「償還請求日」を「残余財産分配日」（残余財産の分配が行われる日をいう。）と、「償還請求前支払済優先配当金」を「解散前支払済優先配当金」（残余財産分配日までの間に支払われた B 種優先配当金（残余財産分配日までの間に支払われた B 種優先期中配当金及び B 種累積未払優先配当金を含む。）の支払金額をいう。）と読み替えて算出される。）を支払う。なお、解散前支払済優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、解散前支払済優先配当金のそれぞれにつき控除価額相当額を計算し、その合計額を基本償還価額相当額から控除する。

2 B 種優先株主等に対しては、前項のほか残余財産の分配は行わない。

(金銭を対価とする償還請求権)

第 11 条の 5 B 種優先株主は、いつでも、当社に対し、分配可能額を取得の上限として、B 種優先株式の全部又は一部の取得と引換えに金銭を交付することを請求すること（以下、本章において「償還請求」という。）ができる。当社は、かかる請求（以下、本章において、償還請求がなされた日を「償還請求日」という。）がなされた場合には、法令の定めに従い取得手続を行うものとし、請求のあった B 種優先株式の一部のみしか取得できないときは、取得する B 種優先株式の数は、償還請求が行われた B 種優先株式の数に応じて比例按分した数とし、また、償還請求日において償還請求が行われた B 種優先株式、同日に金銭を対価とする取得請求権が行使された C 種優先株式及び同日に金銭を対価とする取得請求権が行使された D 種優先株式の取得と引換えに交付することとなる金銭の額が、償還請求日における分配可能額を超える場合には、償還請求が行われた B 種優先株式、取得請求権が行使された C 種優先株式及び取得請求権が行使された D 種優先株式の数に応じた比例按分の方法により、かかる金銭の額が償還請求日における分配可能額を超えない範囲内においてのみ B 種優先株式、C 種優先株式及び D 種優先株式を取得するものとし、かかる方法に従い取得されな

かったB種優先株式については、償還請求が行われなかったものとみなす。

- 2 B種優先株式1株当たりの取得価額は、基本償還価額から、控除価額を控除して算定するものとし、これらの価額は、以下の算式によって算定される。なお、以下の算式に定める償還請求前支払済優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、償還請求前支払済優先配当金のそれぞれにつき控除価額を計算し、その合計額を基本償還価額から控除する。

(基本償還価額算式)

$$\text{基本償還価額} = 1,000,000 \text{ 円} \times (1 + 0.03)^{m+n/365}$$

払込期日(同日を含む。)から償還請求日(同日を含む。)までの期間に属する日数を「m年とn日」とする。

(控除価額算式)

$$\text{控除価額} = \text{償還請求前支払済優先配当金} \times (1 + 0.03)^{x+y/365}$$

「償還請求前支払済優先配当金」とは、払込期日以降に支払われたB種優先配当金(償還請求日までの間に支払われたB種優先期中配当金及びB種累積未払優先配当金を含む。)の支払金額とする。

B種優先配当金(償還請求日までの間に支払われたB種優先期中配当金及びB種累積未払優先配当金を含む。)の支払日(同日を含む。)から償還請求日(同日を含む。)までの期間の日数を「x年とy日」とする。

- 3 本条第1項に基づく償還請求の効力は、償還請求書が当会社本店に到着したときに発生する。

(普通株式を対価とする取得請求権)

第11条の6 B種優先株主は、いつでも、本条所定の条件に従って、当会社に対し、その有するB種優先株式の全部又は一部を取得するのと引換えに普通株式を交付することを請求(以下、本条において「転換請求」といい、転換請求がなされた日を「転換請求日」という。)することができる。

- 2 取得と引換えに交付すべき財産

(1) 本条に基づき、当会社がB種優先株主に対し対価として交付する普通株式の数は、以下に定める算定方法により算出する。ただし、小数点以下の切り捨ては最後に行い、B種優先株主に対して交付することとなる普通株式の数に1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、金銭による調整は行わない。

(算式)

B種優先株式の取得と引換えに交付する当会社の普通株式の数

= B種優先株主が取得を請求したB種優先株式の数 × 第11条の5第2項に定める基本償還価額相当額から同項に定める控除価額相当額を控除した金額(ただし、基本償還価額相当額及び控除価額相当額は、同項に定める基本償還価額算式及び控除価額算式における「償還請求日」を「転換請求日」と、「償還請求前支払済優先配当金」を「転換請求前支払済優先配当金」(転換請求日までの間に支払われたB種優先配当金(転換請求日までの間に支払われたB種優先期中配当金及びB種累積未払優先配当金を含む。)の支払金額をいう。)と読み替えて算出される。) ÷ 転換価額

(2) 転換価額

イ 当初転換価額

当初転換価額は、273円とする。

ロ 転換価額の修正

転換価額は、2021年6月30日以降の毎年12月31日及び6月30日（以下それぞれ「転換価額修正日」という。）に、転換価額修正日における時価の95%に相当する金額（以下「修正後転換価額」という。）が、当該転換価額修正日の直前に有効な転換価額を1円以上下回る場合には、転換価額は、当該転換価額修正日以降、修正後転換価額に修正されるものとする。ただし、修正後転換価額が190円（以下「下限転換価額」という。）を下回るときは、修正後転換価額は下限転換価額とする。なお、転換価額が、下記ハにより調整された場合には、下限転換価額についても同様の調整を行うものとする。

上記「時価」とは、当該転換価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）における普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。

ハ 転換価額の調整

(a) 当社は、B種優先株式の発行後、下記(b)に掲げる各事由により普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下、本条において「転換価額調整式」という。）をもって転換価額（上記ロに基づく修正後の転換価額を含む。）を調整する。

調整後転換価額

＝調整前転換価額×（既発行普通株式数＋（交付普通株式数×1株当たりの払込金額）÷時価）
÷（既発行普通株式数＋交付普通株式数）

転換価額調整式で使用する「既発行普通株式数」は、普通株主に下記(b)(i)ないし(iv)の各取引に係る基準日が定められている場合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における、当社の発行済普通株式数から当該日における当社の有する普通株式数を控除し、当該転換価額の調整前に下記(b)又は(d)に基づき交付普通株式数とみなされた普通株式のうち未だ交付されていない普通株式の数を加えた数とする。

転換価額調整式で使用する「交付普通株式数」は、普通株式の株式分割が行われる場合には、株式分割により増加する普通株式数（基準日における当社の有する普通株式に関して増加した普通株式数を含まない。）とし、普通株式の併合が行われる場合には、株式の併合により減少する普通株式数（効力発生日における当社の有する普通株式に関して減少した普通株式数を含まない。）を負の値で表示して使用するものとする。

転換価額調整式で使用する「1株当たりの払込金額」は、下記(b)(i)の場合は当該払込金額（金銭以外の財産を出資の目的とする場合には適正な評価額、無償割当ての場合は0円とする。）、下記(b)(ii)及び(iv)の場合は0円とし、下記(b)(iii)の場合は取得請求権付株式等（下記(b)(iii)に定義する。）の交付に際して払込みその他の対価関係にある支払がなされた額（時価を下回る対価をもって普通株式の交付を請求できる新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得、転換、交換又は行使に際して取得請求権付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得、転換、交換又は行使に際して交付される普通株式の数で除した金額（下記(b)(iii)において「対価」という。）とする。

(b) 転換価額調整式によりB種優先株式の転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

(i) 下記(c)(ii)に定める時価を下回る払込金額をもって普通株式を交付する場合（無償割当ての場合を含む。）（ただし、当社の交付した取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本ハにおいて同じ。）の取得と引換え

に交付する場合又は普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本八において同じ。）その他の証券若しくは権利の転換、交換又は行使により交付する場合を除く。）

調整後の転換価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降又は無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。ただし、当会社の普通株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるため又は無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

(ii) 普通株式の株式分割をする場合

調整後の転換価額は、普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

(iii) 取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権であって、その取得と引換えに下記(c)(ii)に定める時価を下回る対価をもって普通株式を交付する定めがあるものを交付する場合（無償割当ての場合を含む。）、又は下記(c)(ii)に定める時価を下回る対価をもって普通株式の交付を請求できる新株予約権その他の証券若しくは権利を交付する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後の転換価額は、交付される取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権、又は新株予約権その他の証券若しくは権利（以下「取得請求権付株式等」という。）の全てが当初の条件で取得、転換、交換又は行使され普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、交付される日又は無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。ただし、普通株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるため又は無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、取得、転換、交換又は行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後の転換価額は、当該対価の確定時点で交付されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で取得、転換、交換又は行使され普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

(iv) 普通株式の併合をする場合

調整後の転換価額は、株式の併合の効力発生日以降これを適用する。

(c)(i) 転換価額調整式の計算については、円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

(ii) 転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東証における普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。

(d) 上記(b)に定める転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、B種優先株主と協議の上、その全員の承諾を得て、必要な転換価額の調整を行う。

(i) 当会社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部又は一部の承継、又は他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために転換価額の調整を必要とするとき。

(ii) 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(iii) 当会社の発行済普通株式の株式数の変更若しくは変更の可能性の生じる事由又はその他の転換価額を調整すべき事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。

(e) 転換価額調整式により算出された調整後転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満の場合は、転換価額の調整は行わないものとする。ただし、本(e)により不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。

(f) 上記(a)ないし(e)により転換価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用の日その他必要な事項を株主名簿に記載された各B種優先株主に通知する。ただし、その適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

3 本条第1項に基づく転換請求の効力は、転換請求書が当会社本店に到着したときに発生する。

(D種優先株式を対価とする取得請求権)

第11条の7 B種優先株主は、いつでも、本条所定の条件に従って、当会社に対し、その有するB種優先株式の全部又は一部を取得するのと引換えにD種優先株式を交付することを請求（以下、本条において「転換請求」といい、転換請求がなされた日を「転換請求日」という。）することができる。

2 取得と引換えに交付すべき財産

(1) 本条に基づき、当社がB種優先株主に対し対価として交付するD種優先株式の数は、以下に定める算定方法により算出する。ただし、小数点以下の切り捨ては最後に行い、B種優先株主に対して交付することとなるD種優先株式の数に1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、金銭による調整は行わない。

(算式)

B種優先株式の取得と引換えに交付する当社のD種優先株式の数

= B種優先株主が取得を請求したB種優先株式の数×第11条の5第2項に定める基本償還価額相当額から同項に定める控除価額相当額を控除した金額（ただし、基本償還価額相当額及び控除価額相当額は、同項に定める基本償還価額算式及び控除価額算式における「償還請求日」を「転換請求日」と、「償還請求前支払済優先配当金」を「転換請求前支払済優先配当金」（転換請求日までの間に支払われたB種優先配当金（転換請求日までの間に支払われたB種優先期中配当金及びB種累積未払優先配当金を含む。）の支払金額をいう。）と読み替えて算出される。）÷転換価額

(2) 転換価額

イ 当初転換価額

当初転換価額は、150円とする。

ロ 転換価額の調整

(a) 当社は、B種優先株式の発行後、下記(b)に掲げる各事由により普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下、本条において「転換価額調整式」という。）をもって転換価額を調整する。

調整後転換価額

= 調整前転換価額×（既発行普通株式数+（交付普通株式数×1株当たりの払込金額）÷時価）
÷（既発行普通株式数+交付普通株式数）

転換価額調整式で使用する「既発行普通株式数」は、普通株主に下記(b)(i)ないし(iv)の各取引に係る基準日が定められている場合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における、当社の発行済普通株式数から当該日における当社の有する普通株式数を控除し、当該転換価額の調整前に下記(b)又は(d)に基づき交付普通株式数とみなされた普通株式のうち未だ交付されていない普通株式の数を加えた数とする。

転換価額調整式で使用する「交付普通株式数」は、普通株式の株式分割が行われる場合には、株式分割により増加する普通株式数（基準日における当社の有する普通株式に関して増加した普通株

式数を含まない。)とし、普通株式の併合が行われる場合には、株式の併合により減少する普通株式数(効力発生日における当会社の有する普通株式に関して減少した普通株式数を含まない。)を負の値で表示して使用するものとする。

転換価額調整式で使用する「1株当たりの払込金額」は、下記(b)(i)の場合は当該払込金額(金銭以外の財産を出資の目的とする場合には適正な評価額、無償割当ての場合は0円とする。)、下記(b)(ii)及び(iv)の場合は0円とし、下記(b)(iii)の場合は取得請求権付株式等(下記(b)(iii)に定義する。)の交付に際して払込みその他の対価関係にある支払がなされた額(時価を下回る対価をもって普通株式の交付を請求できる新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、その取得、転換、交換又は行使に際して取得請求権付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得、転換、交換又は行使に際して交付される普通株式の数で除した金額(下記(b)(iii)において「対価」という。)とする。

(b) 転換価額調整式によりB種優先株式の転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

(i) 下記(c)(ii)に定める時価を下回る払込金額をもって普通株式を交付する場合(無償割当ての場合を含む。)(ただし、当会社の交付した取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本ロにおいて同じ。)の取得と引換えに交付する場合又は普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本ロにおいて同じ。)その他の証券若しくは権利の転換、交換又は行使により交付する場合を除く。)

調整後の転換価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降又は無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。ただし、当会社の普通株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるため又は無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

(ii) 普通株式の株式分割をする場合

調整後の転換価額は、普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

(iii) 取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権であって、その取得と引換えに下記(c)(ii)に定める時価を下回る対価をもって普通株式を交付する定めがあるものを交付する場合(無償割当ての場合を含む。)、又は下記(c)(ii)に定める時価を下回る対価をもって普通株式の交付を請求できる新株予約権その他の証券若しくは権利を交付する場合(無償割当ての場合を含む。)

調整後の転換価額は、交付される取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権、又は新株予約権その他の証券若しくは権利(以下「取得請求権付株式等」という。)の全てが当初の条件で取得、転換、交換又は行使され普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、交付される日又は無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。ただし、普通株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるため又は無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、取得、転換、交換又は行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後の転換価額は、当該対価の確定時点で交付されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で取得、転換、交換又は行使され普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

(iv) 普通株式の併合をする場合

調整後の転換価額は、株式の併合の効力発生日以降これを適用する。

(c)(i) 転換価額調整式の計算については、円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

- (ii) 転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日の東証における普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。円単位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。）とする。
 - (d) 上記(b)に定める転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、B種優先株主と協議の上、その全員の承諾を得て、必要な転換価額の調整を行う。
 - (i) 当社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部又は一部の承継、又は他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために転換価額の調整を必要とするとき。
 - (ii) 転換価額を調整すべき事由が 2 つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
 - (iii) 当社の発行済普通株式の株式数の変更若しくは変更の可能性の生じる事由又はその他の転換価額を調整すべき事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。
 - (e) 転換価額調整式により算出された調整後転換価額と調整前転換価額との差額が 1 円未満の場合には、転換価額の調整は行わないものとする。ただし、本(e)により不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。
 - (f) 上記(a)ないし(e)により転換価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用の日その他必要な事項を株主名簿に記載された各 B 種優先株主に通知する。ただし、その適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。
- 3 本条第 1 項に基づく転換請求の効力は、転換請求書が当社本店に到着したときに発生する。

(議決権)

第 11 条の 8 B 種優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(株式の併合又は分割等)

第 11 条の 9 法令に別段の定めがある場合を除き、B 種優先株式について株式の併合又は分割は行わない。
B 種優先株主には、募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、株式又は新株予約権の無償割当てを行わない。

第 2 章の 3 C 種優先株式

(C 種優先配当金)

第 11 条の 10 当社は、第 43 条の規定に従い剰余金の配当をするときは、当該配当の基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された C 種優先株式を有する株主（以下「C 種優先株主」という。）又は C 種優先株式の登録株式質権者（以下「C 種優先株式登録質権者」といい、C 種優先株主と併せて「C 種優先株主等」という。）に対し、第 11 条の 24 に定める支払順位に従い、C 種優先株式 1 株につき、C 種第一優先配当金及び C 種第二優先配当金の合計額の金銭（以下「C 種優先配当金」という。）を支払う。C 種優先株式 1 株当たりの C 種第一優先配当金の額は、C 種優先株式の 1 株当たりの払込金額に年率 4.0% を乗じて算出した金額について、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度の初日（ただし、当該剰余金の配当の基準日が 2020 年 3 月 31 日に終了する事業年度に属する場合は、払込期日）（同日を含む。）から当該剰余金の配当の基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1 年を 365 日として日割計算（ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第 3 位まで計算し、その小数第 3 位を四捨五入する。）により算出される金額とし、C 種優先株式 1 株当たりの C

種第二優先配当金の額は、C種優先株式の1株当たりの払込金額に年率4.0%を乗じて算出した金額について、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度の初日（ただし、当該剰余金の配当の基準日が2020年3月31日に終了する事業年度に属する場合は、払込期日）（同日を含む。）から当該剰余金の配当の基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年を365日として日割計算（ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。）により算出される金額とする。ただし、当該配当の基準日の属する事業年度において、第11条の11に定めるC種第一優先期中配当金又はC種第二優先期中配当金を支払ったときは、C種第一優先配当金又はC種第二優先配当金から、当該配当の基準日の属する事業年度において支払われたC種第一優先期中配当金の合計額又はC種第二優先期中配当金の合計額をそれぞれ控除した額とする。また、当該剰余金の配当の基準日から当該剰余金の配当が行われる日までの間に、当社がC種優先株式を取得した場合、当該C種優先株式につき当該基準日に係る剰余金の配当を行うことを要しない。

- 2 ある事業年度において、C種優先株主等に対して支払う1株当たりの剰余金の額（以下に定めるC種累積未払優先配当金を除く。）が、当該事業年度の末日を剰余金の配当の基準日として計算した場合のC種優先配当金の額に達しないときは、その不足額（以下「C種未払優先配当金」という。）は翌事業年度以降に累積する。当社は、累積したC種未払優先配当金（C種第一優先配当金に係る累積した不足額を以下「C種第一累積未払優先配当金」といい、C種第二優先配当金に係る累積した不足額を以下「C種第二累積未払優先配当金」といい、C種第一累積未払優先配当金及びC種第二累積未払優先配当金を併せて、以下「C種累積未払優先配当金」という。C種累積未払優先配当金の額は、C種第一累積未払優先配当金及びC種第二累積未払優先配当金の合計額とする。）を、第11条の24に定める支払順位に従い、C種優先株主等に対して支払うものとする。
- 3 当社は、C種優先株主等に対して、C種優先配当金及びC種累積未払優先配当金の合計額を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロ若しくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号ロ若しくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

（C種優先期中配当金）

第11条の11 当社は、第44条又は第44条の2の規定に従い、期中配当をするときは、期中配当基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたC種優先株主等に対して、第11条の24に定める支払順位に従い、C種優先株式1株につき、C種第一優先期中配当金及びC種第二優先期中配当金の合計額の金銭（以下「C種優先期中配当金」という。）を支払う。C種優先株式1株当たりのC種第一優先期中配当金の額は、C種優先株式の1株当たりの払込金額に年率4.0%を乗じて算出した金額について、当該期中配当基準日の属する事業年度の初日（ただし、当該期中配当基準日が2020年3月31日に終了する事業年度に属する場合は、払込期日）（同日を含む。）から当該期中配当基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、365日で除した額（ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。）とし、C種優先株式1株当たりのC種第二優先期中配当金の額は、C種優先株式の1株当たりの払込金額に年率4.0%を乗じて算出した金額について、当該期中配当基準日の属する事業年度の初日（ただし、当該期中配当基準日が2020年3月31日に終了する事業年度に属する場合は、払込期日）（同日を含む。）から当該期中配当基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、365日で除した額（ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。）とする。ただし、当該期中配当基準日の属する事業年度において、当該期中配当までの間に、本条に定めるC種第一優先期中配当金又はC種第二優先期中配当金を支払ったときは、C種第一優先期中配当金又はC種第二優先期

中配当金から、当該期中配当までの間に支払われたC種第一優先期中配当金の合計額又はC種第二優先期中配当金の合計額をそれぞれ控除した額とする。また、当該期中配当基準日から当該期中配当が行われる日までの間に、当社がC種優先株式を取得した場合、当該C種優先株式につき当該期中配当基準日に係る期中配当を行うことを要しない。

(残余財産の分配)

第 11 条の 12 当社は、残余財産を分配するときは、C種優先株主等に対して、第 11 条の 24 に定める支払順位に従い、C種優先株式 1 株当たり、第 11 条の 13 第 2 項に定める基本償還価額相当額から、同項に定める控除価額相当額を控除した金額（ただし、基本償還価額相当額及び控除価額相当額は、同項に定める基本償還価額算式及び控除価額算式における「償還請求日」を「残余財産分配日」（残余財産の分配が行われる日をいう。）と、「償還請求前支払済優先配当金」を「解散前支払済優先配当金」（残余財産分配日までの間に支払われたC種優先配当金（残余財産分配日までの間に支払われたC種優先期中配当金及びC種累積未払優先配当金を含む。）の支払金額をいう。）と読み替えて算出される。）を支払う。なお、解散前支払済優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、解散前支払済優先配当金のそれぞれにつき控除価額相当額を計算し、その合計額を基本償還価額相当額から控除する。

2 C種優先株主等に対しては、前項のほか残余財産の分配は行わない。

(金銭を対価とする償還請求権)

第 11 条の 13 C種優先株主は、いつでも、当社に対し、分配可能額を取得の上限として、C種優先株式の全部又は一部の取得と引換えに金銭を交付することを請求すること（以下、本章において「償還請求」という。）ができる。当社は、かかる請求（以下、本章において、償還請求がなされた日を「償還請求日」という。）がなされた場合には、法令の定めに従い取得手続を行うものとし、請求のあったC種優先株式の一部のみしか取得できないときは、取得するC種優先株式の数は、償還請求が行われたC種優先株式の数に応じて比例按分した数とし、また、償還請求日において償還請求が行われたC種優先株式、同日に金銭を対価とする取得請求権が行使されたB種優先株式及び同日に金銭を対価とする取得請求権が行使されたD種優先株式の取得と引換えに交付することとなる金銭の額が、償還請求日における分配可能額を超える場合には、償還請求が行われたC種優先株式、取得請求権が行使されたB種優先株式及び取得請求権が行使されたD種優先株式の数に応じた比例按分の方法により、かかる金銭の額が償還請求日における分配可能額を超えない範囲内においてのみC種優先株式、B種優先株式及びD種優先株式を取得するものとし、かかる方法に従い取得されなかったC種優先株式については、償還請求が行われなかったものとみなす。

2 C種優先株式 1 株当たりの取得価額は、基本償還価額から、控除価額を控除して算定するものとし、これらの価額は、以下の算式によって算定される。なお、以下の算式に定める償還請求前支払済優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、償還請求前支払済優先配当金のそれぞれにつき控除価額を計算し、その合計額を基本償還価額から控除する。

(基本償還価額算式)

$$\text{基本償還価額} = 1,000,000 \text{ 円} \times (1 + 0.08)^{m+n/365}$$

払込期日（同日を含む。）から償還請求日（同日を含む。）までの期間に属する日数を「m 年と n 日」とする。

(控除価額算式)

控除価額＝償還請求前支払済優先配当金×(1+0.08)^{x+y/365}

「償還請求前支払済優先配当金」とは、払込期日以降に支払われたC種優先配当金（償還請求日までの間に支払われたC種優先期中配当金及びC種累積未払優先配当金を含む。）の支払金額とする。

C種優先配当金（償還請求日までの間に支払われたC種優先期中配当金及びC種累積未払優先配当金を含む。）の支払日（同日を含む。）から償還請求日（同日を含む。）までの期間の日数を「x年とy日」とする。

3 本条第1項に基づく償還請求の効力は、償還請求書が当会社本店に到着したときに発生する。

（金銭を対価とする取得条項）

第11条の14 当会社は、2022年6月30日を経過した日以降いつでも、当会社の取締役会が別に定める日（以下、本条において「強制償還日」という。）の到来をもって、C種優先株式の全部又は一部を、分配可能額を取得の上限として、金銭と引換えに取得することができる。C種優先株式の一部を取得するときは、各C種優先株主から取得するC種優先株式の数は、強制償還日におけるC種優先株主が保有するC種優先株式の数に応じて比例按分した数とする。C種優先株式1株当たりの取得価額は、第11条の13に定める基本償還価額相当額から、同項に定める控除価額相当額を控除した金額（ただし、基本償還価額相当額及び控除価額相当額は、同項に定める基本償還価額算式及び控除価額算式における「償還請求日」を「強制償還日」と、「償還請求前支払済優先配当金」を「強制償還前支払済優先配当金」（強制償還日までの間に支払われたC種優先配当金（強制償還日までの間に支払われたC種優先期中配当金及びC種累積未払優先配当金を含む。）の支払金額をいう。）と読み替えて算出される。）とする。

なお、強制償還前支払済優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、強制償還前支払済優先配当金のそれぞれにつき控除価額相当額を計算し、その合計額を基本償還価額相当額から控除する。

（議決権）

第11条の15 C種優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

（株式の併合又は分割等）

第11条の16 法令に別段の定めがある場合を除き、C種優先株式について株式の併合又は分割は行わない。

C種優先株主には、募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、株式又は新株予約権の無償割当てを行わない。

第2章の4 D種優先株式

（D種優先配当金）

第11条の17 当会社は、第43条の規定に従い剰余金の配当をするときは、当該配当の基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたD種優先株式を有する株主（以下「D種優先株主」という。）又はD種優先株式の登録株式質権者（以下「D種優先株式登録質権者」といい、D種優先株主と併せて「D種優先株主等」という。）に対し、第11条の24に定める支払順位に従い、D種優先株式1株につき、D種優先株式の払込金額（ただし、当該D種優先株式がB種優先株式のD種優先株式を対価とする

取得請求権（転換請求権）の行使により発行された場合には、当該取得請求権の行使に適用された転換価額とする。以下同じ。）に年率 3.0% を乗じて算出した金額について、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度の初日（ただし、当該剰余金の配当の基準日が当該 D 種優先株式の払込期日（ただし、当該 D 種優先株式が B 種優先株式の D 種優先株式を対価とする取得請求権（転換請求権）の行使により発行された場合には、当該取得請求権の行使に係る転換請求日（第 11 条の 7 において定義される。）とする。以下同じ。）の直後に終了する事業年度に属する場合は、払込期日）（同日を含む。）から当該剰余金の配当の基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1 年を 365 日として日割計算（ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第 3 位まで計算し、その小数第 3 位を四捨五入する。）により算出される金額の金銭（以下「D 種優先配当金」という。）を支払う。ただし、当該配当の基準日の属する事業年度において、第 11 条の 18 に定める D 種優先期中配当金を支払ったときは、その合計額を控除した額とする。また、当該剰余金の配当の基準日から当該剰余金の配当が行われる日までの間に、当社が D 種優先株式を取得した場合、当該 D 種優先株式につき当該基準日に係る剰余金の配当を行うことを要しない。

2 ある事業年度において、D 種優先株主等に対して支払う 1 株当たりの剰余金の額（以下に定める D 種累積未払優先配当金を除く。）が、当該事業年度の末日を剰余金の配当の基準日として計算した場合の D 種優先配当金の額に達しないときは、その不足額（以下「D 種未払優先配当金」という。）は翌事業年度以降に累積する。当社は、累積した D 種未払優先配当金（以下「D 種累積未払優先配当金」という。）を、第 11 条の 24 に定める支払順位に従い、D 種優先株主等に対して支払うものとする。

3 当社は、D 種優先株主等に対して、D 種優先配当金及び D 種累積未払優先配当金の合計額を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第 758 条第 8 号ロ若しくは同法第 760 条第 7 号ロに規定される剰余金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第 763 条第 12 号ロ若しくは同法第 765 条第 1 項第 8 号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

（D 種優先期中配当金）

第 11 条の 18 当社は、第 44 条又は第 44 条の 2 の規定に従い、期中配当をするときは、期中配当基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された D 種優先株主等に対して、第 11 条の 24 に定める支払順位に従い、D 種優先株式 1 株につき、D 種優先株式の払込金額に年率 3.0% を乗じて算出した金額について、当該期中配当基準日の属する事業年度の初日（ただし、当該期中配当基準日が当該 D 種優先株式の払込期日の直後に終了する事業年度に属する場合は、払込期日）（同日を含む。）から当該期中配当基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、365 日で除した額（ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第 3 位まで計算し、その小数第 3 位を四捨五入する。）の金銭（以下「D 種優先期中配当金」という。）を支払う。ただし、当該期中配当基準日の属する事業年度において、当該期中配当までの間に、本条に定める D 種優先期中配当金を支払ったときは、その合計額を控除した額とする。また、当該期中配当基準日から当該期中配当が行われる日までの間に、当社が D 種優先株式を取得した場合、当該 D 種優先株式につき当該期中配当基準日に係る期中配当を行うことを要しない。

（残余財産の分配）

第 11 条の 19 当社は、残余財産を分配するときは、D 種優先株主等に対して、第 11 条の 24 に定める支払順位に従い、D 種優先株式 1 株当たり、第 11 条の 20 第 2 項に定める基本償還価額相当額から、同項に定める控除価額相当額を控除した金額（ただし、基本償還価額相当額及び控除価額相当額は、

同項に定める基本償還価額算式及び控除価額算式における「償還請求日」を「残余財産分配日」（残余財産の分配が行われる日をいう。）と、「償還請求前支払済優先配当金」を「解散前支払済優先配当金」（残余財産分配日までの間に支払われたB種優先配当金（残余財産分配日までの間に支払われたD種優先期中配当金及びD種累積未払優先配当金を含む。）の支払金額をいう。）と読み替えて算出される。）を支払う。なお、解散前支払済優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、解散前支払済優先配当金のそれぞれにつき控除価額相当額を計算し、その合計額を基本償還価額相当額から控除する。

2 D種優先株主等に対しては、前項のほか残余財産の分配は行わない。

（金銭を対価とする償還請求権）

第11条の20 D種優先株主は、いつでも、当会社に対し、分配可能額を取得の上限として、D種優先株式の全部又は一部の取得と引換えに金銭を交付することを請求すること（以下、本章において「償還請求」という。）ができる。当会社は、かかる請求（以下、本章において、償還請求がなされた日を「償還請求日」という。）がなされた場合には、法令の定めに従い取得手続を行うものとし、請求のあったD種優先株式の一部のみしか取得できないときは、取得するD種優先株式の数は、償還請求が行われたD種優先株式の数に応じて比例按分した数とし、また、償還請求日において償還請求が行われたD種優先株式、同日に金銭を対価とする取得請求権が行使されたB種優先株式及び同日に金銭を対価とする取得請求権が行使されたC種優先株式の取得と引換えに交付することとなる金銭の額が、償還請求日における分配可能額を超える場合には、償還請求が行われたD種優先株式、取得請求権が行使されたB種優先株式及び取得請求権が行使されたC種優先株式の数に応じた比例按分の方法により、かかる金銭の額が償還請求日における分配可能額を超えない範囲内においてのみD種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式を取得するものとし、かかる方法に従い取得されなかったD種優先株式については、償還請求が行われなかったものとみなす。

2 D種優先株式1株当たりの取得価額は、基本償還価額から、控除価額を控除して算定するものとし、これらの価額は、以下の算式によって算定される。なお、以下の算式に定める償還請求前支払済優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、償還請求前支払済優先配当金のそれぞれにつき控除価額を計算し、その合計額を基本償還価額から控除する。

（基本償還価額算式）

基本償還価額＝D種優先株式の1株当たりの払込金額× $(1+0.03)^{m+n/365}$

払込期日（同日を含む。）から償還請求日（同日を含む。）までの期間に属する日数を「m年とn日」とする。

（控除価額算式）

控除価額＝償還請求前支払済優先配当金× $(1+0.03)^{x+y/365}$

「償還請求前支払済優先配当金」とは、払込期日以降に支払われたD種優先配当金（償還請求日までの間に支払われたD種優先期中配当金及びD種累積未払優先配当金を含む。）の支払金額とする。

D種優先配当金（償還請求日までの間に支払われたD種優先期中配当金及びD種累積未払優先配当金を含む。）の支払日（同日を含む。）から償還請求日（同日を含む。）までの期間の日数を「x年とy日」とする。

3 本条第1項に基づく償還請求の効力は、償還請求書が当会社本店に到着したときに発生する。

(普通株式を対価とする取得請求権)

第 11 条の 21 D種優先株主は、いつでも、本条所定の条件に従って、当会社に対し、その有するD種優先株式の全部又は一部を取得するのと引換えに普通株式を交付することを請求（以下、本条において「転換請求」といい、転換請求がなされた日を「転換請求日」という。）することができる。

2 取得と引換えに交付すべき財産

(1) 本条に基づき、当会社がD種優先株主に対し対価として交付する普通株式の数は、以下に定める算定方法により算出する。ただし、小数点以下の切り捨ては最後に行い、D種優先株主に対して交付することとなる普通株式の数に1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、金銭による調整は行わない。

(算式)

D種優先株式の取得と引換えに交付する当会社の普通株式の数
＝D種優先株主が取得を請求したD種優先株式の数×第 11 条の 20 第 2 項に定める基本償還価額相当額から同項に定める控除価額相当額を控除した金額（ただし、基本償還価額相当額及び控除価額相当額は、同項に定める基本償還価額算式及び控除価額算式における「償還請求日」を「転換請求日」と、「償還請求前支払済優先配当金」を「転換請求前支払済優先配当金」（転換請求日までの間に支払われたD種優先配当金（転換請求日までの間に支払われたD種優先期中配当金及びD種累積未払優先配当金を含む。）の支払金額をいう。）と読み替えて算出される。）÷転換価額

(2) 転換価額

イ 当初転換価額

当初転換価額は、D種優先株式の1株当たりの払込金額とする。

ロ 転換価額の調整

(a) 当会社は、D種優先株式の発行後、下記(b)に掲げる各事由により普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下、本条において「転換価額調整式」という。）をもって転換価額を調整する。

調整後転換価額

＝調整前転換価額×（既発行普通株式数＋（交付普通株式数×1株当たりの払込金額）÷時価）
÷（既発行普通株式数＋交付普通株式数）

転換価額調整式で使用する「既発行普通株式数」は、普通株主に下記(b)(i)ないし(iv)の各取引に係る基準日が定められている場合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における、当会社の発行済普通株式数から当該日における当会社の有する普通株式数を控除し、当該転換価額の調整前に下記(b)又は(d)に基づき交付普通株式数とみなされた普通株式のうち未だ交付されていない普通株式の数を加えた数とする。

転換価額調整式で使用する「交付普通株式数」は、普通株式の株式分割が行われる場合には、株式分割により増加する普通株式数（基準日における当会社の有する普通株式に関して増加した普通株式数を含まない。）とし、普通株式の併合が行われる場合には、株式の併合により減少する普通株式数（効力発生日における当会社の有する普通株式に関して減少した普通株式数を含まない。）を負の値で表示して使用するものとする。

転換価額調整式で使用する「1株当たりの払込金額」は、下記(b)(i)の場合は当該払込金額（金銭以外の財産を出資の目的とする場合には適正な評価額、無償割当ての場合は0円とする。）、下記

(b)(ii)及び(iv)の場合は0円とし、下記(b)(iii)の場合は取得請求権付株式等(下記(b)(iii)に定義する。)の交付に際して払込みその他の対価関係にある支払がなされた額(時価を下回る対価をもって普通株式の交付を請求できる新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、その取得、転換、交換又は行使に際して取得請求権付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得、転換、交換又は行使に際して交付される普通株式の数で除した金額(下記(b)(iii)において「対価」という。)とする。

(b) 転換価額調整式によりD種優先株式の転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

(i) 下記(c)(ii)に定める時価を下回る払込金額をもって普通株式を交付する場合(無償割当ての場合を含む。)(ただし、当会社の交付した取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本口において同じ。)の取得と引換えに交付する場合又は普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本口において同じ。)その他の証券若しくは権利の転換、交換又は行使により交付する場合を除く。)

調整後の転換価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降又は無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。ただし、当会社の普通株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるため又は無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

(ii) 普通株式の株式分割をする場合

調整後の転換価額は、普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

(iii) 取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権であって、その取得と引換えに下記(c)(ii)に定める時価を下回る対価をもって普通株式を交付する定めがあるものを交付する場合(無償割当ての場合を含む。)、又は下記(c)(ii)に定める時価を下回る対価をもって普通株式の交付を請求できる新株予約権その他の証券若しくは権利を交付する場合(無償割当ての場合を含む。)

調整後の転換価額は、交付される取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権、又は新株予約権その他の証券若しくは権利(以下「取得請求権付株式等」という。)の全てが当初の条件で取得、転換、交換又は行使され普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、交付される日又は無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。ただし、普通株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるため又は無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、取得、転換、交換又は行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後の転換価額は、当該対価の確定時点で交付されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で取得、転換、交換又は行使され普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

(iv) 普通株式の併合をする場合

調整後の転換価額は、株式の併合の効力発生日以降これを適用する。

(c)(i) 転換価額調整式の計算については、円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

(ii) 転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東証における普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)とする。

(d) 上記(b)に定める転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、

D種優先株主と協議の上、その全員の承諾を得て、必要な転換価額の調整を行う。

- (i) 当会社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部又は一部の承継、又は他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために転換価額の調整を必要とするとき。
- (ii) 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (iii) 当会社の発行済普通株式の株式数の変更若しくは変更の可能性の生じる事由又はその他の転換価額を調整すべき事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。
- (e) 転換価額調整式により算出された調整後転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満の場合は、転換価額の調整は行わないものとする。ただし、本(e)により不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。
- (f) 上記(a)ないし(e)により転換価額の調整を行うときは、当会社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用の日その他必要な事項を株主名簿に記載された各D種優先株主に通知する。ただし、その適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

3 本条第1項に基づく転換請求の効力は、転換請求書が当会社本店に到着したときに発生する。

(議決権)

第11条の22 D種優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(株式の併合又は分割等)

第11条の23 法令に別段の定めがある場合を除き、D種優先株式について株式の併合又は分割は行わない。

D種優先株主には、募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、株式又は新株予約権の無償割当てを行わない。

第2章の5 優先順位

(優先順位)

第11条の24 B種優先配当金、C種優先配当金、D種優先配当金、B種累積未払優先配当金、C種累積未払優先配当金、D種累積未払優先配当金並びにその他の種類の株式の株主及び登録株式質権者（普通株主及び普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）を含むがこれに限られない。）に対する剰余金の配当の支払順位は、C種第一累積未払優先配当金を第1順位、C種第一優先配当金を第2順位、B種累積未払優先配当金、C種第二累積未払優先配当金及びD種累積未払優先配当金を第3順位（それらの間では同順位）、B種優先配当金、C種第二優先配当金及びD種優先配当金を第4順位（それらの間では同順位）、その他の種類の株式の株主及び登録株式質権者（普通株主及び普通登録株式質権者を含むがこれに限られない。）に対する剰余金の配当を第5順位とする。

ただし、本項に定める支払順位にかかわらず、B種優先株式、C種優先株式又はD種優先株式の剰余金の配当を行わない場合でも、剰余金の配当を行わないB種優先株式、C種優先株式又はD種優先株式に係る株主及び登録株式質権者の全員が書面により承諾したときには、普通株主及び普通登録株式質権者への剰余金の配当を可能とする。

2 B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式及びその他の種類の株式（普通株式を含むがこれに限られない。）に係る残余財産の分配の支払順位は、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式に係る残余財産の分配を第1順位（それらの間では同順位）、その他の種類の株式（普通株式を含む

がこれに限られない。)に係る残余財産の分配を第2順位とする。

- 3 当会社が剰余金の配当又は残余財産の分配を行う額が、ある順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な総額に満たない場合は、当該順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な金額に応じた比例按分の方法により剰余金の配当又は残余財産の分配を行う。

第3章 株主総会

(招集)

第12条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時招集する。

- 2 株主総会は、東京都調布市のほか、東京都区内においても招集することができる。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者および議長)

第14条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- 2 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証する書面を株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第18条 株主総会の議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、これを10年間本店に、その謄本を5年間支店に備え置く。

(種類株主総会)

第18条の2 第14条、第15条、第17条および第18条の規定は種類株主総会に準用する。

- 2 第 13 条の規定は、定時株主総会と同日に開催される種類株主総会に準用する。
- 3 第 16 条第 1 項の規定は、会社法第 324 条第 1 項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。
- 4 第 16 条第 2 項の規定は、会社法第 324 条第 2 項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。

第 4 章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第 19 条 当社の取締役は 11 名以内とする。

(取締役の選任方法)

- 第 20 条 当社の取締役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。
- 2 取締役の選任については、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第 21 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

- 第 22 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。
- 2 取締役会は、その決議によって取締役最高顧問、取締役会長、取締役副会長および取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会)

- 第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
- 2 取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。
 - 3 取締役会の招集は、各取締役および各監査役に対し、会日の 3 日前までにその通知を発送する。ただし緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
 - 4 取締役会は、取締役および監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないでこれを開催することができる。

(取締役会の決議方法)

- 第 24 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもってこれを行う。
- 2 当社は、会社法第 370 条の要件を充たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第 25 条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載し、議長ならびに出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。

(取締役会規則)

第 26 条 取締役会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会の定める取締役会規則による。

(取締役の報酬等)

第 27 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 28 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の限度において、その責任を免除することができる。

- 2 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で当該取締役の会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、100 万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

第 5 章 監査役および監査役会

(監査役の員数)

第 29 条 当会社の監査役は 5 名以内とする。

(監査役の選任方法)

第 30 条 当会社の監査役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

(監査役の任期)

第 31 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。
- 3 予め選任された補欠監査役の選任に係る決議の効力は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(常勤の監査役)

第 32 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第 33 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前に各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 監査役会は、監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないでこれを開催することができる。

きる。

(監査役会の決議方法)

第 34 条 監査役会の決議は法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数で行う。

(監査役会の議事録)

第 35 条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。

(監査役会規則)

第 36 条 監査役会に関する事項は法令または本定款に定めるもののほか、監査役会の定める監査役会規則による。

(監査役の報酬等)

第 37 条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議をもって定める。

(監査役の責任免除)

第 38 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の限度において、その責任を免除することができる。

- 2 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間で当該監査役の会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、100 万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

第 6 章 会計監査人

(会計監査人の選任方法)

第 39 条 当会社の会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第 40 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 前項の定時株主総会において別段の決議がなされていないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

第 7 章 計算

(事業年度)

第 41 条 当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第 42 条 当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。

(剰余金の配当の基準日)

第 43 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

(中間配当の基準日)

第 44 条 当社は、毎年 9 月 30 日を基準日として中間配当を行うことができる。

(期中配当)

第 44 条の 2 前二条のほか、当社は、基準日を定めて当該基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第 45 条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満 3 年を経過しても、なお受領されないときは、当社はその支払いの義務を免れるものとする。

2 前項の場合に受領される時、その支払いには利息をつけない。

附 則

1. この定款は、平成 14 年 6 月 27 日一部変更して実施する。
2. この定款は、平成 14 年 11 月 25 日一部変更して実施する。
3. この定款は、平成 15 年 6 月 27 日一部変更して実施する。
4. この定款は、平成 16 年 6 月 29 日一部変更して実施する。
5. この定款は、平成 17 年 6 月 29 日一部変更して実施する。
6. この定款は、平成 18 年 6 月 29 日一部変更して実施する。
7. この定款は、平成 19 年 6 月 28 日一部変更して実施する。
8. この定款は、平成 21 年 1 月 4 日一部変更して実施する。
9. この定款は、平成 21 年 6 月 26 日一部変更して実施する。
10. この定款は、平成 22 年 1 月 6 日一部変更して実施する。
11. この定款は、平成 23 年 6 月 29 日一部変更して実施する。
12. この定款は、平成 24 年 6 月 28 日一部変更して実施する。
13. この定款は、平成 26 年 6 月 27 日一部変更して実施する。
14. この定款は、平成 27 年 6 月 26 日一部変更して実施する。
15. この定款は、平成 28 年 6 月 29 日一部変更して実施する。
16. この定款は、平成 29 年 6 月 29 日一部変更して実施する。
17. この定款は、平成 30 年 6 月 28 日一部変更して実施する。
18. この定款は、令和元年 7 月 16 日一部変更して実施する。
19. この定款は、令和 2 年 2 月 21 日一部変更して実施する。
20. この定款は、令和 4 年 6 月 24 日一部変更して実施する。